

さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和8年 3 月24日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第29号

さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員服制規則（平成13年さいたま市規則第240号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係） (1) 男性消防吏員の服制			別表（第2条関係） (1) 男性消防吏員の服制		
品名	区分	摘要	品名	区分	摘要
[略]			[略]		
夏服	[略]		夏服	[略]	
略帽	色及び地質	紺色の合成繊維の織物とする。			
	製式	前ひさしは、飾りひさしとする。 前立の上段に「Saitama」の文字を金色及び赤色で表示、中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を金色で表示する。 形状は、図のとおりとする。			
活動服	上衣	色及び地質			
		製式			

	肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を留める。
	消防隊員章	形状及び寸法は、別に定める。
	階級章	冬服と同様とする。
	名札	形状及び寸法は、別に定める。
ズボン	色及び地質	上衣と同様とする。
	製式	長ズボンとし、両ももに各1個ファスナーアウトポケットを付け、左右後方に玉縁ポケットを付ける。
バンド	製式	冬服と同様とする。

[略]

白手袋

[略]

雨衣	上衣	色及び地質	黄色の透湿性防水布とする。
		製式	立襟とし、前面はファスナー及びボタンとする。ポケットは、左右腰部に各1個として、蓋を付ける。襟部に頭巾を付ける。背面の上段に「Saitama」の文字を銀色で表示し、縁取りを濃紺色で表示する。中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を濃紺色で表示する。表示は反射材とする。形状は、図のとおりとする。
	ズボン	色及び地質	上衣と同様とする。
製式		長ズボンとする。形状は、図のとおりとする。	
靴	短靴	色及び地質	黒色の革製とし、先芯入りとする。
	編上靴	色及び地質	黒色の革及び布製とし、外側にファスナーを付け、先芯入り踏み抜き鋼板入りとする。

(2) 女性消防吏員の服制

品名	区分	摘要
冬帽	色及び地質	男性消防吏員の服制の冬帽と同様とする。
	製式	ハイバック型のサイドアップとする。形状は、図のとおりとする。

--	--	--

[略]

白手袋

[略]

短靴	色及び地質	黒色の革製とし、先芯入りとする。

(2) 女性消防吏員の服制

品名	区分	摘要
冬帽	色及び地質	紺色の天然繊維又は合成繊維の紡毛とする。
	製式	ハイバック型のサイドアップとし、帽の周りに類似色のリボンを巻くものとする。

		き章	紺系色の天然繊維又は合成繊維の台地に、銀色消防章を金色桜で抱擁する。 形状は、図のとおりとする。
		周章	男性消防吏員の服制の冬帽と同様とする。
夏帽		[略]	
		き章	[略]
		周章	男性消防吏員の服制の夏帽と同様とする。
冬服	上衣	[略]	
		[略]	
夏服	上衣	[略]	
		[略]	
略帽		色及び地質 製式	男性消防吏員の服制の略帽と同様とする。
活動服	上衣	色及び地質 製式	男性消防吏員の服制の活動服と同様とする。
		肩章	
		消防隊員章	
		階級章	男性消防吏員の服制の冬服と同様とする。
		名札	男性消防吏員の服制の活動服と同様とする。

		形状は、図のとおりとする。
	き章	紺系色の天然繊維又は合成繊維の台地に、銀色消防章を金色桜で抱擁する。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏帽		[略]
	き章	[略]
冬服	上衣	[略]
	スカート	色及び地質 製式
		[略]
夏服	上衣	[略]
	スカート	色及び地質 製式
		[略]

ズボン	色及び地質	男性消防吏員の服制の冬服と同様とする。	
バンド	製式		
[略]			
白手袋	[略]		
雨衣	上衣	男性消防吏員の服制の雨衣と同様とする。	
			製式
ズボン	色及び地質		
	製式		
靴		男性消防吏員の服制の靴と同様とする。	
	短靴		色及び地質
	編上靴		色及び地質

(3) 消防隊の服制

品名	区分	摘要
略帽	色及び地質	男性消防吏員の服制の略帽と同様とする。
	製式	
活動服	上衣	男性消防吏員の服制の活動服と同様とする。

[略]			
白手袋	[略]		
靴	パンプス	色及び地質	黒色の革製とする。
	短靴	色及び地質	男性消防吏員の服制の短靴と同様とする。

(3) 消防隊の服制

品名	区分	摘要
略帽	色及び地質	紺色の合成繊維の織物とする。 前ひさしは、飾りひさしとする。 前立の上段に「Saitama」の文字を金色及び赤色で表示、中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を金色で表示する。 形状は、図のとおりとする。
	製式	
活動服	上衣	紺系色の合成繊維の織物とし、一部にオレンジ色を配する。 スタンド襟の長袖とする。 左右胸部にファスナーポケットを1個つける。 左胸部のポケット上部に「さいたま市消防局」の文字を灰色で1行表示する。 背面の上段に「さいたま市消防局」の文字を白色で表示し、縁取りを紺色で表示する。下段に「Saitama City Fire Bureau」の文

		肩章	
		消防隊員章	
		階級章	
		名札	
ズボン	色及び地質		
	製式		

[略]

[略]

雨衣	上衣	色及び地質 製式	男性消防吏員の服制の雨衣と同様とする。
	ズボン	色及び地質 製式	
靴	短靴	色及び地質	男性消防吏員の服制の靴と同様とする。
	編上靴	色及び地質	

[略]

(4) 救急隊の服制

品名	区分	摘要
略帽	色及び地質	男性消防吏員の服制の略帽と同様とする。

			字を紺色で表示する。 形状は、図のとおりとする。
		肩章	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を留める。
		消防隊員章	形状及び寸法は、別に定める。
		階級章	男性消防吏員の服制の冬服と同様とする。
		名札	形状及び寸法は、別に定める。
ズボン	色及び地質		上衣と同様とする。
	製式		長ズボンとし、両ももに各1個ファスナーアウトポケットを付け、左右後方に玉縁ポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。

[略]

[略]

雨衣	上衣	色及び地質 製式	黄色の透湿性防水布とする。 立襟とし、前面はファスナー及びボタンとする。 ポケットは、左右腰部に各1個として、蓋を付ける。 襟部に頭巾を付ける。 背面の上段に「Saitama」の文字を銀色で表示し、縁取りを濃紺色で表示する。 中段に「City」、下段に「FIRE BUREAU」の文字を濃紺色で表示する。表示は反射材とする。 形状は、図のとおりとする。
	ズボン	色及び地質 製式	上衣と同様とする。 長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。
靴	短靴	色及び地質	男性消防吏員の服制の短靴と同様とする。
	編上靴	色及び地質	黒色の革及び布製とし、外側にファスナーを付け、先芯入り踏み抜き鋼板入りとする。

[略]

(4) 救急隊の服制

品名	区分	摘要
略帽	色及び地質	消防隊の服制の略帽と同様とする。

		製式	
[略]			
雨衣	上衣	色及び地質	男性消防吏員の服制の雨衣と同様とする。
		製式	
ズボン		色及び地質	
		製式	
靴	短靴	色及び地質	男性消防吏員の服制の靴と同様とする。
	編上靴	色及び地質	

(5) 救助隊の服制

品名	区分	摘要	
略帽	色及び地質	男性消防吏員の服制の略帽と同様とする。	
[略]			
雨衣	上衣	色及び地質	男性消防吏員の服制の雨衣と同様とする。
		製式	
ズボン		色及び地質	
		製式	
靴	短靴	色及び地質	男性消防吏員の服制の靴と同様とする。
	編上靴	色及び地質	
[略]			

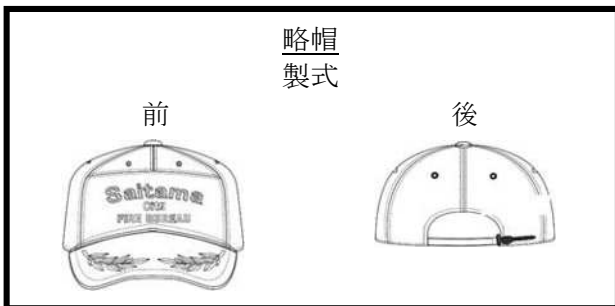
図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

男性消防吏員

[略]

夏服（ズボン）

[略]



		製式	
[略]			
雨衣	上衣	色及び地質	消防隊の服制の雨衣と同様とする。
		製式	
ズボン		色及び地質	
		製式	
靴	短靴	色及び地質	消防隊の服制の靴と同様とする。
	編上靴	色及び地質	

(5) 救助隊の服制

品名	区分	摘要	
略帽	色及び地質	消防隊の服制の略帽と同様とする。	
[略]			
雨衣	上衣	色及び地質	消防隊の服制の雨衣と同様とする。
		製式	
ズボン		色及び地質	
		製式	
靴	短靴	色及び地質	消防隊の服制の靴と同様とする。
	編上靴	色及び地質	
[略]			

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

男性消防吏員

[略]

夏服（ズボン）

[略]

活動服（上衣）

製式

前面



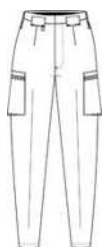
後面



活動服（ズボン）

製式

前面



後面



防寒衣

[略]

雨衣（上衣）

製式

前面



後面



雨衣（ズボン）

製式



防寒衣

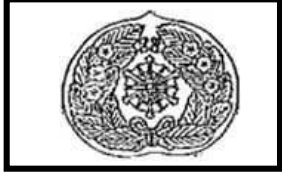
[略]

女性消防吏員

冬帽

[略]

き章

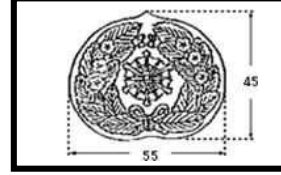


女性消防吏員

冬帽

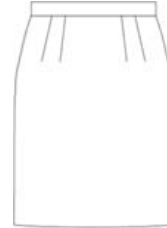
[略]

き章

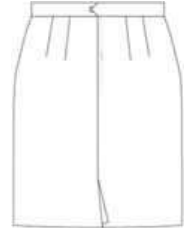


冬服 (スカート)
製式

前面



後面



[略]

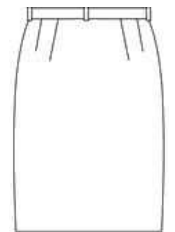
[略]

夏服 (スカート)
製式

前面



後面



[略]

[略]

消防隊

消防隊

略帽
製式

前



後



活動服 (上衣)
製式

前面

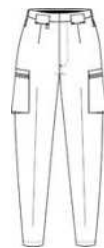


後面



活動服 (ズボン)
製式

前面



後面



活動用防寒衣
製式

前面

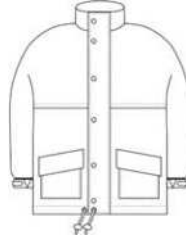


表示



雨衣 (上衣)
製式

前面



後面



[略]

雨衣（ズボン）
製式



[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前のさいたま市消防吏員服制規則の規定に基づく女性消防吏員の冬帽、夏帽、スカート及びパンプスについては、この規則による改正後のさいたま市消防吏員服制規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた女性消防吏員の冬帽、夏帽、スカート及びパンプスの使用期間は、令和11年3月31日までとする。